

平成22～令和3年度 債権管理委員会 決定事項

年	月	日	回	議 題	決 定 内 容
22	8	4	第1回	1 「債権管理計画」の決定及び公表について	① 「債権管理計画」決定とHPでの公表。 ② 「債権管理条例」は、滞納整理業務マニュアルの整備が完了し、債権回収にも一定の成果があがった段階で、制定を検討する。 ③ 「市営住宅使用料」・「同共益費」は、当面は「非強制徴収公債権」とする。
				2 「債権徴収事案引受事務処理要領」について	滞納債権所管課から債権管理対策室への事案移管にあたっての取り決め事項。
				3 「債権管理対策室への事案移管等に係る様式」について	事案移管にあたっての各種様式。
	11	26	第2回	1 「債権徴収事案引受事務処理要領」の改正について	換価の猶予を行うときの担保の明確化。債権管理対策室の窓口応援体制の整備。
				2 移管事案の仮決定について	23年1月移管事案の仮決定68件。(実際移管件数、保育料40件・国保料10件)
	23	8	26	第1回	1 「債権管理計画」の改訂について
2 「債権徴収事案引受事務処理要領」の改正について					24年度移管総件数80件。自動車占有時及び不動産鑑定時の立会人設定。
11		25	第2回	1 移管事案採点表について	移管事案採点表の改善。
				2 「滞納整理業務マニュアル(強制徴収債権編)」について	① 「債権管理基本方針」決定。法令遵守、公平性、数値目標、進行管理、情報公開。 ② 「預貯金口座差押の取扱方針」決定。子ども手当が原資の場合は差押しないなど。 ③ 進行管理の徹底。効果的な納付折衝。
24		4	20	第1回	1 移管事案の仮決定について
24	8	24	第2回	1 督促手数料及び延滞金等収納の拡大	① 原則として全ての滞納公債権で24年度内に督促手数料と延滞金の徴収を開始。 ② 市営住宅使用料、同共益費、生活保護費返納金等及びし尿処理手数料については、所管課において25年7月までに方針決定、8月の委員会に諮る。
				2 年金の差押について	原則として、年金担保貸付中の年金差押は行わず、担保明けの時期に差押する。
				3 「債権徴収事案引受事務処理要領」の改正について	① 25年度移管件数を、保育料30件、国保料15件、介護保険料20件、後期保険料5件、下水道事業負担金5件、さらに下水道使用料10件(条件が整えば) ② 幼稚園保育料1件について、25年度に学校教育課と共同で法的措置を行う。
				4 「債権管理計画」の改訂について	① 「債権管理計画」改訂。(管理債権数 34 → 35) ② 「滞納整理における進行管理」として、係会、管理職ヒアリング等を実施。 ③ 強制徴収債権、主要債権の収納率及び差押件数の目標値を設定。

年	月	日	回	議 題	決 定 内 容
24	11	27	第3回	1 「債権徴収事案引受事務処理要領」の改正について	① 滞納者高額リストを作成し、移管対象から除外する場合は理由を明記する。 ② 移管事案採点表の統一化。
				2 「保証人対応マニュアル」について	保証人を取る際の注意点、取った後の対応方法について解説。
				3 「債権管理事務処理要領」の制定について	① 土地建物貸付料ほか8債権を重点滞納債権として指定。 ② 対策室職員は債権所管課の兼務発令を受け、 <u>重点滞納債権のヒアリング開始</u> 。
				4 債権管理条例制定に向けた今後の各課対応について	① 非強制徴収債権所管課で、 <u>債権放棄事案の精査、必要に応じて時効中断措置</u> 。 ② 25年8月の委員会で債権管理条例制定スケジュールを決定予定。
25	4	21	第1回	1 移管事案の仮決定について	25年5月移管事案の仮決定82件（実際移管件数、保育料30件、国保料18件、介護保険料24件、後期保険料2件、下水負担7件 合計81件）
25	8	26	第2回	1 市営住宅使用料及び同共益費の債権区分の変更について	① 平成26年4月から公債権から私債権に変更 ② 平成26年3月までの延滞金については徴収しない ③ 共益費の督促を4月に発付し、督促手数料の徴取を行う
				2 督促手数料及び延滞金の収納について	未整備であった生活保護費返納金等及びし尿処理手数料の督促手数料、延滞金は26年4月を目途に徴収事務を開始する。
				3 「債権徴収事案引受事務処理要領」の改訂について	平成26年度移管引受件数は、総数40件とし、後期保険料及び下水負担金は必要に応じて行う。
				4 平成26年度非強制徴収債権の共同処理について	重点滞納債権のうち、各債権2～3件を共同法的措置を行う。
				5 「新居浜市債権管理計画」の改訂について	① 債権管理計画改訂 決算数値置換、取組実績と実施計画 ② 滞納処分の執行停止、徴収停止、債権放棄の検討
25	11	25	第3回	1 平成26年度の共同法的手続きについて	重点滞納債権中から、土地建物貸付金、生活保護費返納金返還金徴収金、児童扶養手当返還金、住宅新築資金等貸付金、市営住宅使用料、市営住宅共益費、診療報酬返還金（一般）の4部6課の7債権とする。
				2 共同法的措置に向けたスケジュール	平成26年度の債権管理委員会で、共同法的措置する事案を審議し、実施する。
				3 債権の放棄について	債権放棄基本方針に沿った滞納整理を行った上、債権管理委員会の審議を経て慎重に行うこととし、専決額の上限なしとする。
				4 その他	平成28年度以降の債権管理組織等を決定するため、引続き協議を行う。
26	4	21	第1回	1 移管事案の仮決定について	26年5月移管事案の仮決定41件（実際移管件数、保育料10件、国保料10件、介護保険料11件（うち再移管1件）、下水道使用料10件 合計41件）
26	8	25	第2回	1 「債権徴収事案引受事務処理要領」の改正について	平成27年度移管引受件数は、総数40件とし、後期保険料及び下水負担金は必要に応じて行う。
				2 債権放棄要件（案）について	平成27年度上程を目指している、債権放棄に関する議案、及び債権管理条例での債権放棄を行う場合の要件6つを決定。
				3 「新居浜市債権管理計画」の改訂について	① 債権種別の整理、一覧表の作成 ② 個人情報の保護・共有 ③ 債権管理体制の検討 ④ 決算数値及び目標数値の改訂
				4 組織機構について	債権管理対策室解散後の組織と両案のメリット・デメリット

年	月	日	回	議 題	決 定 内 容
26	11	25	第3回	1 債権の放棄について 2 債権管理条例について	債権放棄事案のヒアリング結果について報告。債権放棄及び債権管理条例関係のスケジュールを確認。 債権管理条例素案の説明。
27	4	21	第1回	1 移管事案の仮決定について 2 債権放棄事案の承認 3 債権管理条例（骨子）の承認	平成27年5月移管事案の仮決定40件（実際移管件数、国保料15件、介護保険料17件（うち再移管1件）、保育料4件、下水道使用料4件、合計40件） 6債権合計約1400万円の債権放棄について確認。実際の債権放棄は条例施行後。 （老人短期保護費納付金（介護福祉課）、診療報酬返還金（一般・退職）（国保課） 水洗便所改造資金融資返還金（下水道管理課）、奨学資金貸付基金貸付金（学校教育課）、水道料金（水道総務課）） 債権管理条例骨子について承認。債権放棄については、市長決裁により債権放棄後市議会に対して、債権毎の総件数、金額等を報告することとする。
27	8	25	第2回	1 「新居浜市債権管理計画」の策定について 2 組織機構の見直しについて	①決算数値・目標数値の改訂 ②新規債権の賦課根拠等追加 債権管理対策室からの提案として、「債権管理対策室」を「債権管理課」へ改名し、引き続き、全庁の債権を管理する組織を存続させる内容で、提案することを確認。
28	1	28	第3回	1 債権放棄に関する事務処理について 2 対策室での滞納事案引受・共同処理方針について 3 債権管理委員会設置要綱の改正について	①債権放棄に関する事務処理要領の制定 ②債権放棄の市長決裁前に市議会の各会派へ説明実施 ①滞納事案引受及び共同処理に関する事務処理要領の制定 ②強制徴収債権は、公売事案について対策室で移管引受を行う ③非強制徴収債権は、法的措置が必要な事案について対策室と共同して対応する ①所掌事務に「債権の放棄に関すること」を追加 ②検討部会を「強制徴収債権部会」と「非強制徴収債権部会」に分離
28	7	22	第1回	1 重点滞納債権の指定について 2 新居浜市債権管理計画の策定について 3 債権放棄予定事案の承認について 4 債権放棄の議会報告様式について	非強制徴収公債権及び私債権の滞納額上位10債権から指定（但し、水道料金及び診療報酬返還金を除く） 決算数値・目標数値の改訂 介護福祉課：老人短期保護費納付金 1件 国保課：診療報酬返還金 125件 下水道管理課：水洗便所改造資金融資返還金 2件 学校教育課：入学準備金貸付基金貸付金 2件 水道総務課：水道料金 1090件（不納欠損済簿外管理分） 債権放棄後の議会への報告様式の変更

年	月	日	回	議 題	決 定 内 容
29	1	16	第2回	1 債権の放棄について	①債権放棄予定事案の承認について <p>国保課：診療報酬返還金 3件 人権擁護課：住宅新築資金等貸付金 1件 水道総務課：水道料金 271件（不納欠損予定分の債権放棄）</p> ②債権放棄に係る今後の事務手続きについて
29	8	18	第1回	1 新居浜市債権管理計画の策定について	①決算数値・目標数値の改訂 ②次年度以降の債権管理事務執行体制の検討
				2 滞納処分の停止に係る一般的基準の作成について	滞納整理を進めるも回収不能な事案も存在し、そのまま不納欠損していると、職務怠慢と受け取られかねない。 滞納処分の停止を行うための一般的基準を作成し、各債権の性質・特性を加味して実際の運用基準を各課で作成する。
30	1	11	第2回	1 債権の放棄について	①債権放棄予定事案の承認について <p>管財課：土地建物貸付料 1件 国保課：診療報酬返還金 2件 人権擁護課：住宅新築資金等貸付金 1件 水道総務課：水道料金 288件</p> ②債権放棄に係る今後の事務手続きについて
30	8	8	第1回	1 新居浜市債権管理計画の策定について	①決算数値・目標数値の改訂 ②債権担当者ワーキングチームの設置及び運営 ③改正民法への対応
31	1	15	第2回	1 債権の放棄について	①債権放棄予定事案の承認について <p>国保課：診療報酬返還金 2件 人権擁護課：住宅新築資金等貸付金 2件 水道総務課：水道料金 1174件 水道総務課：水道料金 288件</p> ②債権放棄に係る今後の事務手続きについて
R1	8	9	第1回	1 新居浜市債権管理計画の策定について	決算数値・目標数値の改訂
R2	1	16	第2回	1 債権放棄について	①債権放棄予定事案の承認について <p>管財課：土地建物貸付料 1件（1人） 人権擁護課：住宅新築資金等貸付金 1件（1人） 水道総務課：水道料金 612件（135人）</p> ②債権放棄に係る今後の事務手続きについて

年	月	日	回	議 題	決 定 内 容
R2	8	26	第1回	1 新居浜市債権管理計画の策定について	①決算数値・目標数値の改訂
				2 これからの債権管理体制について	債権管理課からの提案として、債権所管課の債権管理に係る事務の適正化・標準化を進め、「収納責任は原課にある。」という原則に立ち返り、令和4年度に向けて効果・効率的な組織のあり方を検討し、令和3年度計画で示すことを確認。
R3	1	19	第2回	1 債権の放棄について	①債権放棄予定事案の承認について 人権擁護課：住宅新築資金等貸付金 2件（1人） 水道総務課：水道料金 581件（128人） ②債権放棄に係る今後の事務手続きについて
				2 令和4年度以降の債権管理体制の見直しに向けて	①債権管理における事務適正化取組結果とその対応 ②滞納整理業務マニュアル（非強制徴収債権編）の策定 「収納責任は原課にある。」という原則に立ち返り、R4年度に向けて組織の見直しを進めることが承認され、債権管理課縮小後の受け皿組織について検討を進め、次回委員会で提案することを確認した。
R3	8	12	第1回	1 令和3年度新居浜市債権管理計画の策定について	①全体的公正の見直し ②決算数値・目標数値の変更 ③重点滞納債権に係る指定の取消し ④新居浜市債権管理条例の一部改正案（12月又は2月議会上程）
R4	1	18	第2回	1 債権の放棄について	①債権放棄予定事案の承認 建築住宅課：市営住宅家賃及び共益費 3件（2人） 企業総務課：水道料金 519件（124人）
				2 令和4年度の債権管理体制について	①債権管理課が収税課に統合されることになった（全庁的組織見直しの中で）。所管していた事務は、原則継続するもとし、債権所管課の状況に応じて縮小していくこととなった。
				3 その他	債権管理計画の計画期間を3年間とする